

国際私法学会定款第 31 条に定める通知に関する規則

2017 年 6 月 3 日理事会決定

第 1 条:目的

この規則は、国際私法学会定款第 31 条に基づき、国際私法学会定款に定める会員、理事及び監事への通知並びに会員、理事及び監事からの通知について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条:会員への通知の方法

1. 理事長から会員への通知は、口頭によるほか、その内容を記した文書、テキストの郵送又は電子メールのいずれかの方法によることを原則とする。
2. 前項に定める方法のうち、電子メールの方法による場合において、電子メール・アドレスが提供されていない会員及び会員から提供された電子メール・アドレスへの電子メールが到達しなかった会員への理事長からの意思表示は、国際私法学会のホームページにその内容を掲載する方法によることができ、掲載後 1 週間が経過した時点で当該会員に到達したものとみなす。
3. 前項に定める方法によるときは、会員への電子メールのすべてにおいて、この方法による旨を明記しておかなければならない。

第 3 条:理事及び監事への通知の方法

理事長から理事及び監事への通知は、口頭によるほか、その内容を記した文書又はテキストの郵送又は電子メールのいずれかの方法のみによる。

第 4 条:会員からの通知の方法

1. 会員は、総会における口頭での意見の伝達のほか、事務局への文書、電子メール等により通知をすることができる。
2. 前項の規定にかかわらず、国際私法学会理事及び監事選任手続規則第 4 条第 3 項の規定に定める次期の理事及び監事の候補者に関するアンケートの通知に対する会員からの通知は、同項に定める通り、文書の郵送によるものとする。

附則

1. この規則は、2017 年 6 月 4 日から施行する。